

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年十月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―一二三―三八

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務）	（給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務）

第三条 給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一〇九 (略)

十 気象庁の業務であつて、次に掲げるもの

イ 情報基盤部情報通信基盤課システム運用室の業務

ロ 気象観測所の業務

ハ 航空交通気象センターの業務

ニ 気象測器検定試験センターの業務

(削る)

十一〇十四 (略)

第三条 給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一〇九 (略)

十 気象庁の業務であつて、次に掲げるもの

イ 航空交通気象センターの業務

ロ 予報部情報通信課システム運用室の業務

ハ 気象測器検定試験センターの業務

ニ 気象観測所の業務

ホ 大気環境観測所の業務

十一〇十四 (略)

附則

この規則は、公布の日から施行する。